

2023年(令和5年)12月14日

福岡県

知事 服部 誠太郎 殿

福岡県弁護士会

会長 大神 昌憲

同人権擁護委員会

委員長 中原 昌孝

勸告書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の尊重と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵害救済申立を受けた案件について、調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、中西和久氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴県に対して、次の「勸告の趣旨」のとおり、勸告をすべきとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本勸告をすることとした理由は、別紙「勸告の理由」記載のとおりです。

勸告の趣旨

貴県は、1997年から、人権啓発事業の一環として、九州朝日放送株式会社に委託し、申立人がパーソナリティを務める人権啓発のためのラジオ番組「中西和久ひと日記」を制作、放送しており、放送後は、「福岡県人権啓発情報センター」のホームページにて過去2年分の同番組の放

送内容をアップし、アーカイブ収載しています。

同番組の2019年8月19日から23日の週は、外国人の人権をテーマに放送され、福岡県水巻町にあるボランティア団体「水巻町十字架の墓標・平和と文化を育む会」の代表者である黒河英利氏にインタビューを行うという内容で、申立人は、同月20日の放送の最後に、「林えいだい著『インドネシアの記憶』にはこうあります。『産炭地筑豊には、朝鮮人、中国人、戦争捕虜など強制連行された人々が送り込まれ、大炭鉱で働かされた。初めてオランダ人捕虜を見た筑豊の人々は『青い目の抗夫』と呼んだ。日本人抗夫がまず安全な場所を選び、強制労働の彼らには過酷な現場が待っていた。』」との引用を行いました。

すると、この放送内容に関し、同月21日付で貴県に、「現在徴用工問題が政治問題化しているなかで福岡県の税金で政府の見解に反するような放送を行うのはいかがかとおもいます。・・・番組の中止または製作者の変更をお願いします。」との投書が届き、これを受けて、貴県の職員は、翌2020年1月10日の申立人との面談の席上、申立人に対し、政府の政治的見解と異なるとの理由を示し、番組を続けられなくなることは不本意なことなどと発言して、アーカイブ収載の際に、上記引用部分の発言の削除を求めるとともに、今後のラジオ番組の制作にあたっては、放送前にチェックして削除やとり直しを求めることができるシステムを作っていきたいとも発言しました。

このような行為は、今後の放送に対し萎縮効果を与える点で、表現の自由を侵害するものといえます。

よって、今後、貴県の職員が同種の行為を繰り返すことがないように、勧告致します。

以上

(別紙)

勸告の理由

第1 当事者

1 申立人

氏名 中西和久

住所 福岡県●

2 申立人代理人

八尋光秀弁護士

迫田登紀子弁護士

3 相手方

氏名 福岡県

住所 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

第2 申立の趣旨

相手方福岡県（以下適宜「福岡県」、「県」、「相手方福岡県」又は「相手方県」という。）が、同県の人権啓発事業として実施する、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）制作によるラジオ番組を、福岡県人権啓発情報センターのホームページ上のアーカイブとして収載するにあたり、申立人に対し、その内容が政府の政治的見解と異なるとの理由を示して一部削除を求めたことは、申立人の表現の自由に対し、同県の公権力を背景に政府の政治的見解に従うよう指示したものであって、申立人の表現の自由を制約し、重大で回復しがたい被害及び将来にわたる委縮効果を与えるものであることから、相手方に対し、上記行為が申立人に対する看過しえない人権侵害行為であることを指摘し、原因究明と再発防止のために、福岡県人権施策推進懇話会等の第三者によ

る検証を行うように勧告されたい。

第3 調査の経過

1 申立の受理

2020年12月10日

2 本調査の開始

2021年1月13日

3 調査協力依頼書（照会書）の送付

（1）公益財団法人福岡県人権啓発情報センターに対する調査協力依頼書（回答1）

2021年6月25日送付

2021年12月3日回答

（2）福岡県に対する調査協力依頼書1（回答2）

2021年6月25日送付

2021年12月3日回答

4 面談

2022年5月20日 福岡県担当者

2022年11月24日 申立人

第4 認定事実

1 当事者等

（1）申立人

申立人は、日本新劇俳優協会及び日本演出者協会に属する俳優及び演出家である。有限会社京楽座の代表取締役でもある。

（2）相手方福岡県

地方公共団体。本件の担当部署は同和対策局。

(3) 福岡県人権啓発情報センター（愛称「ヒューマンアカデミア」）

同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発に必要な研修、調査研究、指導助言等を行い、もって県民の人権意識の高揚を図るために設置された公益財団法人（「福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センター設置及び管理に関する条例」第6条）参照）

2 ラジオ番組

福岡県は、1997年から現在に至るまで、毎年、KBCに委託して、人権啓発のためのラジオ番組「中西和久ひと日記」（以下「本件ラジオ番組」という。）を制作、放送している。

福岡県とKBCとの間で交わされた「人権啓発ラジオ番組の制作および放送業務委託仕様書」によれば、当該業務目的は、「同和問題をはじめとする人権問題についての県民の関心を高め理解が進むよう、日常生活のなかにおける手軽な広報媒体であるラジオを活用した番組を制作、放送するもの」とされている。

本件ラジオ番組は、申立人が、主として福岡県内で活躍している特定の人物にインタビューを行う形式を取っている。すなわち、申立人が、インタビュー対象者が人権課題にどのように取り組んでいるのか、その活動内容や活動を通じて考えたこと、関わっている人権課題についての思いなどを聞き出し、それらを視聴者に知らせる番組である。ちなみに2019年のインタビュー対象者は、水巻町の国際交流を取材対象とした黒河英利氏のほかには、子どもの虐待問題として一宮里枝子氏（当会弁護士）、ハンセン病家族訴訟判決をテーマとして古長美知子氏（ヒューマンライツふくおか代表理事）、人権全般をテーマに姜尚中氏（政治学者）、記録作家林えいだい氏（以下「林氏」という。）をテーマに森川登美江氏（大分大名誉教授）などがインタビュ

ーを受けている。

同番組は、毎年度約2か月間月曜日から金曜日の毎日5分間ほど放送されている。最近は、10のテーマを設定し、1週間1テーマ、10週にわたり放送している。

オンエア後は、「福岡県人権啓発情報センター」のホームページにおいて、過去2年分の同番組の放送内容がアップされ、誰でも、いつでも聞けるようになる（以下「アーカイブ収載」という。）。

3 契約関係

(1) 福岡県とKBC

福岡県とKBCとの間で、本件ラジオ番組に関する業務委託契約がかわされ「業務委託契約書」が作成されている。福岡県より提供を受けた業務委託契約書では、委託期間は2019年6月14日から同年9月30日までとされ、毎年新たな業務委託契約がかわされている。また、「成果品に係る著作権は福岡県に帰属する」、「視聴者から番組に対する意見や感想を引き出すための工夫をすること」、「番組の基本的な実施方針、具体的な放送テーマ及び内容について、福岡県人権情報センターと連携、協力して業務を進めること」、「番組については、以下の通り二次利用を行うことを前提に制作を進めること。なお、番組出演者等の著作権についても、二次利用が可能となるよう権利者の許諾を得ること。ア センター（福岡県人権啓発情報センター）のホームページでの公開 センターのホームページ利用者がラジオ番組を聴取できるように配信する。番組配信期間：センターのホームページでの公開後、概ね2年間」とされている。

(2) KBCと申立人

KBCと申立人との間に直接の契約関係はないが、KBCの子会社

である KBC メディアと申立人が代表取締役を務める有限会社京楽座との間でラジオ出演契約がかわされ「ラジオ出演契約書」が作成されている。かかる契約も毎年かわされている。権利の帰属についての定めがあり「丙（申立人）が本番組に出演することによって生じる口述・実演等、全ての権利は甲（KBC メディア）に帰属する」とされている。

（３）福岡県と福岡県人権啓発情報センター

本件ラジオ番組についての福岡県と福岡県人権啓発情報センターとの間に契約関係はない。アーカイブ収載についても福岡県と福岡県人権啓発情報センターとの間に個別的な契約はない。ただ、両者は業務委託契約を締結しており、福岡県は、福岡県人権啓発情報センターに対して「人権に関する啓発事業」を委託しており、かかる委託業務として本件ラジオ番組のアーカイブ収載も含まれている。

（４）申立人と福岡県人権啓発情報センター

申立人と福岡県人権啓発情報センターとの間で著作物利用許諾契約がかわされ「著作物利用許諾契約書」が作成されている。著作権者人格権について「福岡県人権啓発情報センターが本著作物の内容・表現またはその題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の許諾を必要とする」と規定されている。

４ ２０１９年８月１９日～２３日の放送内容

同週は、外国人の人権をテーマに水巻町の国際交流を取材対象として放送され、インタビュー対象者は黒河英利氏（以下「黒河氏」という。）であった。

黒河氏は、福岡県水巻町にある十字架の塔に関わるボランティア団体「水巻町十字架の墓標・平和と文化を育む会」の代表者である。

同ボランティア団体は、「十字架の塔」での献花式の主催、オランダからの慰霊団の人々の世話などを行い、オランダとの懸け橋となっている団体である。

十字架の塔については、水巻町のホームページに、次のように紹介されている。

「水巻町とオランダとの関わりの歴史は第二次世界大戦にまでさかのぼります。

第二次世界大戦の序盤、日本は南方で戦局を優位に進めており、それともなって多数の連合国軍兵士が捕虜として日本国内に送還されてきました。その内の一部である 1,000 人以上もの人が、当時の古賀区にあった豆炭工場の脇の収容所に収容され、炭鉱の強制労働に従事させられます。

捕虜としての扱いは、万国赤十字社の規定にのっとってはいたものの、坑内での作業は過酷を極め、また食習慣の違いなどからくる栄養障害や度重なる事故などにより多くの尊い命が失われました。

1945年、日本は戦争に敗れ、生き残った捕虜たちはそれぞれの本国へ帰還します。

同年、亡くなった捕虜53人の慰霊碑として古賀山中に「十字架の塔」が建立されました。」

5 2019年8月20日の放送内容（以下「本件放送分」という。）

水巻町古賀町営墓地にあった荒れ果てた十字架の塔を整備するきっかけについて、申立人が黒河氏の話を書くという内容である。

黒河氏は、元オランダ兵捕虜であったドルフ・ウインクラー氏が1985年に水巻町を訪問した際に林氏が同行したこと、林氏が十字架の塔の存在をウインクラー氏に示唆したことや、林氏が黒河氏やその兄弟と相談して「水巻町十字架の墓標・平和と文化を育む会」が

発足したことなどを話した。

申立人は、番組の最後に、次のアトワクを入れた。

「林えいだい著『インドネシアの記憶』にはこうあります。

『産炭地筑豊には、朝鮮人、中国人、戦争捕虜など強制連行された人々が送り込まれ、大炭鉱で働かされた。初めてオランダ人捕虜を見た筑豊の人々は『青い目の抗夫』と呼んだ。日本人抗夫がまず安全な場所を選び、強制労働の彼らには過酷な現場が待っていた。』」（以下「本件アトワク」という。）

6 2019年8月

同月21日付で投書（顕名）が福岡県宛に届く。内容は以下のような趣旨のもの。

「本日の用件ですが、現在 KBC ラジオで『中西和久ひと日記』という番組が福岡県提供で放送されています。なかなか普段聞ける時間ではないので、めったに聴きませんが、以前から聴いた時には左翼がかった内容だなと感じていました。昨日（20日）たまたま聴く機会がありましたが、その内容にびっくりしました。

オランダ人捕虜が水巻町の炭鉱で働かされていた話なのですが、中国人、朝鮮人らの徴用工らと一緒に一番危険なところで働かされていたといいます。しかし戦時捕虜のオランダ人と朝鮮人（この表現もおかしく、本当は韓国人、朝鮮人というべきでしょうが）を一緒にするのはおかしな話です。また日本人のほとんどは国内の炭鉱どころか最も危険な戦場に借り出されて（原文のママ）いたのです。

現在徴用工問題が政治問題化しているなかで福岡県の税金で政府の見解に反するような放送を行うのはいかがかとおもいます。

ぜひ、「中西和久ひと日記」を聴いてみて下さい。そしてその内容が県が提供するのにふさわしい番組かどうかご検討ください。もしこ

の番組が問題があると思われるなら番組の中止または製作者の変更をお願いします。

以上勝手なことを書きましたが、福岡県が日本国の名誉を汚すようなことをしないようによろしくをお願いします」（以下「本件投書」という。）

なお、当該放送内容についての件に対する投書又は意見は、本件投書のみであった。

7 2020年1月10日

本件投書が届いたことにより、福岡県同和対策局長室において、福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課課長・●●●●氏（以下「●●氏」という。）及び、同調整係長・●●●●氏（以下「●氏」という。）（以下兩名を「●●氏ら」という。）は、申立人との面談の席上、以下のような発言をして、本件放送分をアーカイブ収載するに際し、本件アトワク部分を削除して収載することを承諾するよう要請した。

●●氏らの発言は録音されており、また、本件の核心に関わる重要な発言であるため、以下で詳述する（同年2月21日についても同様）。

●●氏は「我々としては、これは、どうしても注意しなくてはならないのは、政治的な公平性とかいろいろな角度からの意見を紹介するとかが必要になってくると考えています。ひいては番組存続にもかかってくる問題かと思えます。」「『アトワク』でご発言されたことがキチンと、我々も確認できる体制をKBCとも作っていきたいなあと思っております。」「担当のディレクターお一人とのやり取りだけで本番が流れてしまう、このシステムそのものが難しいのではないか、みんなの目で見ると形がないと」「チェックできる体制がとれるように、KBCさんとの協議を固めてまいりたい」、「中西さんからお話を伺

った中で『アトワク』だったり、『マエワク』だったり、の中の発言の中で、おそらくやり取り自体は●●さんがすごく気を付けられて、放送法とか気をつけられて、してると思うんですけども『マエワク』『アトワク』の所っていうのは、そのチェックが、実際中西さんのご発言というところで、なかなかチェックが入りにくいところがあって、●●さんしか聞いてない状態。」「中西さんと●●さんしか知らない状態。我々も入って、聞いて『ここはもう少しちょっととり直してもらえたら』」とか、「行政としては守っていかねばならないルールというか、観点というか、どうしても越えられない部分というか、その部分ですね。なので、国の方針、考えている一定の見解と齟齬がないような形でのご紹介（が必要）」などと発言した。

●●氏も「あの一、私たちが人権の問題を考える時に、自由な意見の交換の場があるのは大事だと思うんです。そこは、いろんな方がいて、いろんな意見を言う、そのきっかけを作っていくことは大事なんで、そうすると、当たり障りのないことを言っている、ぜんぜん心に響かないので。ただ、どうしても行政としてあるのは政治的な中立性であるとか、どうしても留意しなくてはならないことがある。今回のことがたった一人の意見なんです、徴用工問題を引き合いに出されてセンシティブな問題に触れているということを言われてしまうと、やっぱり私たちもその点については検討せざるをなっていくと、そういうことなんです。」「国としてはこういう見解にもかかわらず、これ（林氏の著書）をしていくということは、どうなんだっていうその視点なんです。」「残念なことに表現の不自由展は一時中止に追い込まれてしまって、この番組はそんなことになるのは出来るだけ避けたいというのもあるんですよ。」「さきほどのセンターのアーカイブで聞けるようになっていきます。あれの一部を編集させていただきた

い。」「『徴用工』の問題について、何が史実かということは措いておいて、日本政府の主張と違うことを福岡県は主張しているのではないかととられるのはどうかということなんですね。この外国人鉱夫、捕虜になった方々、コリアンの方々の徴用工として過酷な現場で働かせられた、と福岡県は番組の中で主張していると、こういう放送になっているととらえられかねない、誤解を与えかねない、ということが困っているところなんです。ですのでそのう、どの主張が正しいというよりも、ここの非常に政治的センシティブな部分をコメントすること自体が行政としてはむずかしい問題に踏み込んでしまった。一般的な話ではなくてこの問題がという風に特定してよいかもしれません。ということなので、そのう、もうすでに流れてしまっている放送についてはそれはそれで、あれなんですけど、アーカイブで、何度もくりかえせるものについて、聞いた人がまた同じような問題提起をしてしまうと、また我々は困ってしまうと。ということで、えー、このアーカイブに限って例えばもう、不自然かもしれませんが、この『アトワク』に限っては、最後のコメントをこの回に限っては割愛してしまうとか、という方法でアーカイブに載せさせて頂けないかということです。」などと発言した。

申立人は、「あるいは改めて、そこだけとり直すとか。」「ああととり直し？いいよそれはサービスで。」「だからバサッと切るのではなく、じゃあととり直しましょうとこちらとしては。」「KBCとしてもそれは嫌とは言わないんじゃないですかね。むしろそっちの方がこれからの制作的なことという、これからはこういうことに気を付けてやらなきゃいけないなあということが・・・」「じゃあ、まだ時間はありますね。」などと発言した。

8 2020年2月21日

福岡県同和対策局長室において、福岡県福祉労働部人権・同和対策局長・●●●●●（以下「●●局長」という）、●●氏及び●●氏は申立人と面談した。

●●氏は、「過去の徴用工や慰安婦の問題について韓国と微妙な関係の中で、それに賛成する賛成しないは別として、政府の考え方があって、そことちょっと違う意見が紹介されたというところで困ってしまった。」「国が出しているとらえ方と反する番組を県が作ることは難しい。」などと発言した。

●●局長も「基本はですね、政府見解と反するような広報番組として流すというのは難しい。」などと発言した。

申立人は、「これ僕ね、この間、『とり直しましょうか』と言ったけど、これは僕一人で決められることじゃないですよ。つい言ってしまいましたけど、これは重大な問題ですから。僕一人では決められないです。あの、中西和久というちっぽけな役者だけど、公共放送ですからね。「あなた方が『CUT』しましょうかとおっしゃいましたのでね。『CUT』するよりはまだいいだろうと思ったんで「とり直し」も検討に上げたんですけど、でもそれも僕は、今の僕のあれだと、僕は判断すべき問題じゃないですよ。」

「一遍放送されてしまったものを途中で改ざんしてしまう、改めてしまうというのは、これはやっぱね、倫理の問題だと思います。放送倫理。僕がそれを認めてしまうと、僕も批判されるかもしれないと思ったですよ。」「このあいだは、僕の個人的な思いで「とりなおしましょうか」って言ったんですけど、それはやっぱまずいんだなあと・・・それが常識になってしまった場合ね、大きな問題でしょう。」などと発言した。

9 2020年5月21日、同30日

同年5月21日に朝日新聞、同30日に産経新聞が本件について報道を行った。朝日新聞は、県が取材に対し「番組は県の広報的なものであり、中西氏の意見表明の場ではないと考える。ただKBCの指摘もあり、そのまま登録することにした」と説明したと報道した。

10 2020年7月17日

県庁福岡県人権・同和対策局長・●●●●●氏が「この度の放送された作品のアーカイブ化に際し、放送内容の一部削除を持ち出したことは間違った対応であったと認識しております。今後は、このようなことがないようにやっていきますので、引き続き番組の継続をお願いします。」とのメールを申立人に送信した。相手方福岡県によれば、当該メールの内容は、相手方福岡県の公式見解とのことである。

11 アーカイブ収載

本件ラジオ番組は、福岡県人権啓発情報センターのホームページに放送分がそのまま掲載された。なお、アーカイブ収載後、本件放送分についての意見は1件も相手方県にとどかなかった。

12 ラジオ番組へのかかわり方が整理されたこと

本件が問題となったことを踏まえて、本件ラジオ番組について、相手方福岡県、KBC および申立人が3者協議を行った。そして、今後の本件ラジオ番組制作について3者間の共通認識を確認する文書を相手方福岡県が作成した。

その文書において以下の通り記載されている。

- ・受託者（KBC、中西氏）及び発注者（県、福岡県人権啓発情報センター）の4者で協議する企画会議において、受託者及び発注者双方から提案された企画（テーマ）案を4者で協議し、放送内容の企画（テーマ）を決定する。
- ・番組のコンセプトを踏まえ、「人権」、「法と政治」など KBC

の放送基準に基づき、編集権を持つK B Cが、その権限と責任において制作し放送する。

- ・放送された番組をそのまま福岡県人権啓発情報センターのホームページで視聴できるよう記録（アーカイブ）する。

第5 判断

1 問題となる権利侵害について

上記のとおり、本件は、相手方県職員が、申立人に対し、県の人権啓発事業の一環としてK B Cが受託に基づき申立人の語りなどによって制作・放送した本件ラジオ番組を、相手方が福岡県人権啓発情報センターホームページ上のアーカイブに収載するにあたり、本件アトワクの内容が、政府の政治的見解と異なるとの理由を示し、番組を続けられなくなることは不本意なことなどと発言して、本件アトワクの削除を求めるとともに、今後の本件ラジオ番組の制作にあたり放送前にチェックして削除やとり直しを求められるシステムを作っていたいと発言した事案である。

かかる相手方県職員の発言により、申立人の表現の自由が侵害されていないか問題となる。

2 表現の自由の侵害について

(1) はじめに

相手方県の「アトワク削除要請」（以下「本件削除要請」と略。）は、公権力の行使としての性格を帯びるものであるところ、相手方県は、この「アトワク部分」が「政治的センシティブな部分に関するコメント」であるとの認識の下、「日本政府の主張と違うことを福岡県は主張しているのではないか、ととらえるのはどうかということ（中略）、誤解を与えかねない」ということを理由として、

本件削除要請を行っているものである。

そこで、相手方県による本件削除要請は、公権力による政治的表現内容に着目した規制に他ならないことになる。

尤も、本件削除要請は、本件ラジオ番組で「アトワク部分」の発言を含む本件放送分放送後に、アーカイブ収載に関して行われており、申立人の表現行為自体はすでに終了しているとも思われることから、事後的な規制であっても、公権力による、表現の自由の侵害と評価できるのかが問題となる。

(2) た と え 事 後 規 制 で あ っ て も 表 現 の 自 由 に 対 す る 侵 害 が 問 題 と な る こ と に つ い て

表現の自由に対する事後的な規制であっても、常に許容されるというものではない。

なぜなら、表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要であって、法律によってもみだりに制限することができないものであり、事前だけではなく事後的に不利益や不当な圧力を及ぼし、国民を萎縮させることも許されないというべき（名古屋高判平成24年4月27日）だからである。

本件ラジオ番組は、1997年から毎年制作・放送されてきたものであり、本件放送後も制作・放送が予定されていたものである。実際に本件削除要請があった以後も現在に至るまで制作・放送され続けている。そうすると、本件ラジオ番組のスポンサーでもある相手方県が、番組の打ち切りも匂わせながら、アーカイブ収載に際しての本件コメントの削除を求めることは、申立人が今後、番組制作を続けるにあたり、相手方県の意向に反する表現内容による番組の制作を躊躇させるといった強度の萎縮効果を及ぼすものであ

る。

また、一つの表現が様々なかつ複数の手法、媒体で発表されることも珍しくない現代においては、一媒体における発表をもって表現行為が終わったとするにはすぐわない場面が多くなっていることも無視できない。いったん市場に出た情報であっても将来的にその入手を不可能とするものや、一部の人に対し実質的にその情報入手不可能なものとする行為は、事前の抑制にあたるというべき（松井茂記「マス・メディア法入門」第5版）との意見すらある。本件においては、ラジオ番組が基本的に当該放送時に聴取可能な者にしか到達しないからこそ、相手方は、より広く視聴してもらうべくアーカイブ掲載をしているのであって、掲載にあたって一部の表現を削除することは、削除箇所の手入を将来的に不可能とし、かつ、アーカイブによる視聴を予定していた一部の人に対しては実質的に当該箇所を手入不可能なものとする行為でもあった。

したがって、相手方県の本件削除要請は、表現の自由に対する侵害が問題とされる行為であるといえる。

（３）表現内容規制であることについて

本件削除要請は、表現の自由に対する規制のうち、「ある表現をその伝達するメッセージを理由として制限する」表現内容に着目した規制にあたる。

かかる表現内容規制は、表現の自由の保障に及ぼす影響が極めて重大であるから、原則として許されず、合憲性は厳格に審査されるべきことになる（芦部・「憲法学Ⅱ 人権総論」229頁参照。）。ことに、「アトワク部分」は相手方県も自認するとおり、「政治的センシティブ」な表現であることから、「高い価値の表現」に分類され、「やむにやまれぬ公共的利益」の基準や「明白かつ現在の危

険」の基準によって判断される（芦部・「憲法学Ⅲ 人格各論(1) [増補版] 441頁参照。）。

（４）判断

本件削除要請の適否を、「やむにやまれぬ公共的利益」の基準によって検討すると、以下のとおりである。

相手方県の本件削除要請に関する「公共的利益」とは、「日本政府の主張と違うことを福岡県は主張しているのではないか、ととらえるのはどうかということ（中略）、誤解を与えかねない」ということになる。

しかし、そもそも相手方県は、本件ラジオ番組のスポンサーであるに過ぎず、同番組は啓発番組であって、相手方県の公式的な見解が述べられる場でもない。

それゆえ、本件ラジオ番組で「日本政府の主張と違うことを福岡県が主張しているのではないか」という「公共的利益」なるものが問題となる余地が存しないことは明らかである。

よって、相手方県の行為は申立人の表現の自由を侵害するものとして、許されない。

第6 採られるべき措置

相手方福岡県の行為は、表現の自由に対する重大な人権侵害行為である。

相手方福岡県が自身の非を認め申立人に謝罪していること、アーカイブには本件アトワクが削除されることなく収載されたこと、新聞報道等により相手方福岡県の行為が県民に周知され県民の間でその当否が議論されていること、同様の事態を防ぐべく相手方の本件ラジオ番組への関わり方も関係者間で整理確認されていること、編集段階で県職員が

立会ったうえとり直しできるシステムは幸い採用されなかったこと等を一定程度考慮したとしても、表現の自由が基本的人権のうちでも極めて高度の尊重を要する権利であるという性格に照らすならば、相手方福岡県に対しては、別紙のとおり、「勧告」の措置とすべきである。

以上